

丸森町家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丸森町家事・育児支援サービス利用応援事業実施要綱(令和4年丸森町告示第83号。以下「要綱」という。)に係る家事・育児支援サービス(以下「サービス」という。)を提供する者(以下「サービス提供者」という。)の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 サービス提供者として登録を希望する者は、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(登録の決定)

第3条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査してサービス提供者としての登録の可否を決定し、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録決定通知書(様式第2号)又は丸森町家事・育児支援サービス提供者不登録決定通知書(様式第3号)により、当該届出者に通知するものとする。

(登録台帳の整備)

第4条 町長は、前条により登録を決定したサービス提供者について、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録台帳(様式第4号)を備え付け、登録の状況を管理するものとする。

(登録の変更又は休止及び廃止の届出)

第5条 第3条の登録の決定を受けたサービス提供者は、登録内容に変更が生じたときは、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録事項変更届(様式第5号)により、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 第3条の登録の決定を受けた後、サービス提供者としての事業を休止し、又は廃止しようとするときは、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録廃止(休止)届(様式第6号)により、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 町長は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条による登録を取り消すことができる。

前条第2項の届出があったとき。

役員等(個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが分かったとき。

この要領に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。

過去1年以内にサービスを提供した実績がなく、かつ、将来にわたって提供する見込みがないと認められるとき。

第9条の請求に不正があったとき。

その他町長がサービス提供者として不相当と認めたとき。

2 前項により登録を取り消したときは、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録取消通知書(様式第7号)により、当該サービス提供者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 サービス提供者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

要綱の趣旨を理解し、適切なサービスの提供に努め、当該サービスの提供に際して利用者の安全を確保すること。

町長が当該サービスの利用記録の開示を求めたときは、その利用記録を開示し、提供すること。

偽りやその他の不正の行為によって取得したWARASKOクーポン(以下「クーポン」という。)の請求をしないこと。

偽造されたクーポンや利用対象者以外による利用などのクーポンの不正利用を発見したときは、クーポンの受領を拒否するとともに、速やかに町長に報告すること。

(調査等)

第8条 町長は、サービス提供者が提供するサービスの内容に関して必要があると認めるときは、当該サービス提供者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(利用料の請求)

第9条 サービス提供者は、サービスを利用した際の利用料についてクーポンによる支払いを受けたときは、その利用料について、当該クーポンが使用された日の属する月の翌月10日までに、丸森町家事・育児支援サービス利用応援事業請求書(様式第8号)に当該クーポンを添えて町長に請求するものとする。

2 町長は、前項により請求を受けたときは、その内容を審査し、適切であると認める場合は、請求書を受領した日から30日以内にサービス提供者に対して支払うものとする。

(クーポンの受領額の返還)

第10条 町長は、サービス提供者が偽りやその他の不正の行為によって前条の支払いを受けたことが明らかになったときは、その支払額の一部又は全部を返還させるものとする。

(事故等の処理)

第11条 サービスの利用に際して起こった事故等については、すべてサービス提供者と利用者の間において解決するものとする。

（秘密の保持等）

第12条 サービス提供者は、本事業の実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、登録の取消し後も同様とする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、サービス提供者の登録等の処理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から適用する。

丸森町長 殿

(届出者) 所在地
 事業者名
 代表者名

丸森町家事・育児支援サービス提供者登録申請書

家事・育児支援サービス提供者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業内容	家事代行サービス(大掃除は除く)			
	育児支援サービス(ベビーシッター、キッズシッター等)			
担当事業所	1	施設・事業所名	対応可能時間	電話番号
		所在地		
	2	施設・事業所名	対応可能時間	電話番号
		所在地		
振込先	金融機関名		支店等名	口座種別
	口座番号	ふりがな 口座名義	
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	電話番号			
	Eメール			

添付資料 定款の写し

第 号
年 月 日

殿

丸森町長

印

丸森町家事・育児支援サービス提供者登録決定通知書

年 月 日付で届出のあった丸森町家事・育児支援サービス提供者の登録申請について、下記のとおり登録することに決定しましたので、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領第3条の規定により通知します。

記

登録番号	
事業者名	
代表者名	
所在地	
事業内容	
登録年月日	

第 号
年 月 日

殿

丸森町長

印

丸森町家事・育児支援サービス提供者不登録決定通知書

年 月 日付で届出のあった丸森町家事・育児支援サービス提供者の登録申請について、下記の理由により不登録と決定しましたので、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領第3条の規定により通知します。

記

事業者名	
代表者名	
所在地	
不登録の理由	

年 月 日

丸森町長 殿

(届出者) 所在地
事業者名
代表者名

丸森町家事・育児支援サービス提供者登録事項変更届

次のとおり登録事項を変更しますので、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領第5条の規定により届け出ます。

変更年月日		年 月 日	
		変更後	変更前
事業者	事業者名		
	代表者名		
	所在地		
	電話番号		
担当事業所	事業所名		
	代表者名		
	所在地		
	電話番号		
事業内容			
対応可能時間			
振込先	金融機関名		
	支店等名		
	種 別		
	口座番号		
	ふりがな 口座名義		
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号		
	Eメール		

変更部分のみ記入。

第 号
年 月 日

殿

丸森町長

印

丸森町家事・育児支援サービス提供者登録取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した丸森町家事・育児支援サービス提供者の登録を、下記のとおり取り消しましたので、丸森町家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領第6条第2項の規定により通知します。

記

登録番号	
事業者名	
代表者名	
取消年月日	
取消事由	

請 求 書

年 月 日

丸森町長

殿

所在地
事業者名
代表者名

振 込 先		銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義		

丸森町家事・育児支援サービス提供者登録等事務処理要領第9条第1項の規定により、以下の添付書類を添えて、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

(月利用分) 使用済クーポン枚数 枚

クーポンの内訳	単 価	枚 数	金 額	摘 要
WARASKOクーポン	2,000		円	
" 額面未満分			円	
			円	
			円	
合 計	-		円	

添付書類

使用済クーポン(裏面に「利用年月日」、「受領機関(者)名」を記入したもの)
サービス利用者1件ごとの利用内容と受領した金額がわかる明細書(任意様式)